

長瀬町高齢者配食サービス事業者募集要項

1 募集の趣旨

当町では、在宅の高齢者に対し、栄養バランスのとれた食事を届け、安否を確認することにより、異常の早期発見・早期対応を図る、高齢者配食サービス事業を実施しています。

本件は、長瀬町高齢者配食サービス事業実施要綱第3条に規定する事業者を募集するものです。

※委託事業者が複数となった場合、利用者が事業者を選択するため、各事業者に対して、利用人数の保障はできません。

2 事業内容等

(1) 事業名

長瀬町高齢者配食サービス事業

(2) 事業の場所

長瀬町内

(3) 事業内容

事業者が安否確認を兼ねた配食サービスを提供するものです。

ア 利用者の自宅を訪問して、栄養バランスのとれた食事（弁当）を配達していただきます。

イ 利用者に食事を手渡しし、利用者の安否確認を行い、健康状態等に異常があった場合は、速やかに人命救助を優先し関係機関に連絡してください。

(4) 委託料

町は事業者に対し、配送（見守り）にかかる費用として、1食あたり200円を支払います。弁当代は利用者の自己負担とし、事業者が利用者から直接徴収してください。

(5) 配食実施

配食実施可能日等を申込書へ記入してください。（配食日は配食実施可能日に基づき、町が指定します。）配食サービスの利用は、利用者1人につき週2回を限度とします。

ア 昼食の配達時間は、おおむね午前10時30分から午後12時30分まで

イ 夕食の配達時間は、おおむね午後 3時30分から午後 6時 まで

(6) 弁当の内容

栄養面、衛生面及び安全面に十分配慮された高齢者向け弁当

3 登録期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

（契約後、登録期間満了の6か月前までに契約解消の申出がない場合は登録期間が1年間延長。）

4 応募期間

令和8年3月17日（火）から令和8年3月25日（水）まで

（閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）

5 応募方法

長瀬町高齢者配食サービス事業受託申込書を長瀬町役場福祉介護課まで提出してください。

郵送可。（ただし、応募期間内に要必着。）

6 審査方法

提出された書類（必要と認める書類がある場合は、後日提出を依頼する場合があります。）に基づき審査し、必要に応じてヒアリング等を行います。審査の結果については、後日書面により通知します。

7 その他

(1) 提出書類等の作成及び提出に係る費用は、事業者負担とします。

(2) 提出書類等に虚偽の記載をした場合、無効又は取消とします。

(3) 提出書類等は、返却できませんのでご注意ください。

8 問い合わせ先

〒369-1392

長瀬町大字本野上 1035 番地 1

長瀬町役場 福祉介護課 介護包括ケア担当

電話 0494-66-3111(内線 143)

E-mail:kaigo@town.nagatro.saitama.jp